

帝京科学大学自己点検・評価実施規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帝京科学大学学則第1条の2及び帝京科学大学大学院学則第8条に基づき、自己点検・評価を行い、全学的な内部質保証を図るために必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の対象)

第2条 自己点検・評価の対象は、本学における組織、教育、研究及び管理運営の総体とする。

(自己点検・評価委員会)

第3条 自己点検・評価を行うため、次に掲げる者をもって構成する自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 学 長
- (2) 学長補佐
- (3) 図書館長
- (4) 教務部長
- (5) 学生部長
- (6) 大学院研究科長
- (7) 学部長
- (8) 学科長
- (9) 総合教育センター長
- (10) 教職センター長
- (11) 医学教育センター長
- (12) 事務局長

2 学長が、必要と認めたときは、前項の委員以外の者を委員に加えることができる。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、自己点検・評価に関し、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 内部質保証の体制に関すること
- (2) 自己点検・評価実施の基本方針、評価項目及び実施方法等に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画に関すること。
- (4) 自己点検・評価の結果のとりまとめ及び結果の公表に関すること。
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく改善の基本方針及び改善状況の検証に関するこ
と。
- (6) 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- (7) その他内部質保証及び自己点検・評価に必要な事項

2 委員会は、前項各号の審議結果について、教授会に報告するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総括委員会等)

第8条 委員会は自己点検・評価を実施するため、総括委員会及び部会を置く。

- 2 総括委員会は、第4条に規定する任務の企画・立案及び連絡・調整等を行う。
- 3 部会は、特定の分野・事項の自己点検・評価等を行う。
- 4 総括委員会及び部会に関し、必要な事項は、委員会において定める。

(専門部会)

第9条 三つの方針（卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）検証専門部会を設ける。

- 2 専門部会の部会長は、学長が指名する者を充てる。
- 3 専門部会の委員は、委員会の意見を聞き、学長が委嘱する。
- 4 専門部会に付託する事項及び任期は委員会で定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

2 専門部会の庶務は、事務局総務課の協力を得て教務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成6年7月6日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第6号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 285 号 平成 19 年 3 月 30 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 146 号 平成 20 年 3 月 26 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 55 号 平成 22 年 1 月 13 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 547 号 平成 23 年 8 月 3 日）

この規程は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（帝京科総第 360 号 平成 24 年 5 月 23 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 688 号 平成 28 年 8 月 24 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 1072 号 平成 29 年 1 月 20 日）

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 404 号 平成 30 年 5 月 2 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 301 号 平成 31 年 4 月 17 日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（帝京科総第 890 号 令和元年 1 月 27 日）

この規程は、令和元年 1 月 1 日から施行する。